

特定化学物質の取扱量 集計結果(令和5年度 伊奈町)

物質区分 1:第1種指定化学物質 2:第2種指定化学物質 3:県規則で定める物質

単位:kg

物質区分	物質番号	物質名	報告数		取扱量		使用量	製造量	取り扱う量
				順位		順位			
1	7	アクリル酸ブチル	1	9	1,100	17	1,100	0	0
1	53	エチルベンゼン	5	3	120,900	6	7,900	0	113,000
1	80	キシレン	9	1	504,820	3	13,100	0	491,720
1	87	クロム及び三価クロム化合物	1	9	95,000	7	95,000	0	0
1	134	酢酸ビニル	1	9	10,000	12	10,000	0	0
1	186	ジクロロメタン(別名 塩化メチレン)	1	9	19,000	11	19,000	0	0
1	300	トルエン	9	1	1,354,640	1	320,440	0	1,034,200
1	308	ニッケル	4	5	5,450	14	5,450	0	0
1	392	ヘキサン	5	3	524,000	2	170,000	0	354,000
1	400	ベンゼン	4	5	64,000	8	0	0	64,000
1	407	ポリ(オキシエチレン)=アルキルエーテル(アルキル基の炭素数が12から15までのもの及びその混合物に限る。)	1	9	1,000	18	1,000	0	0
1	408	ポリ(オキシエチレン)=アルキルフェニルエーテル(アルキル基の炭素数が8のものに限る。)	1	9	3,300	15	3,300	0	0
1	448	メチレンビス(4,1-フェニレン)=ジイソシアネート	1	9	25,000	10	25,000	0	0
1	578	アルファーアルキル-オメガ-ヒドロキシポリ(オキシエタン-1, 2-ジイル)(アルキル基の炭素数が16から18までのもの及びその混合物であって、数平均分子量が1,000未満のものに限る。)及びアルファーアルケニル-オメガ-ヒドロキシポリ(オキシエタン-1, 2-ジイル)(アルケニル基の炭素数が16から18までのもの及びその混合物であって、数平均分子量が1,000未満のものに限る。)並びにこれらの混合物	1	9	2,700	16	2,700	0	0
1	691	トリメチルベンゼン	4	5	452,100	4	0	0	452,100
1	731	ヘプタン	4	5	134,100	5	0	0	134,100
3	1	アンモニア(アンモニア水を含む)	1	9	30,000	9	30,000	0	0
3	11	メタノール	1	9	9,100	13	9,100	0	0
		合計	—	—	3,356,210	—	713,090	0	2,643,120

※1 取扱量について

取扱量=使用量+製造量+取り扱う量

使用量 : 事業所において事業活動に伴い使用した量

製造量 : 事業所において製造した量

取り扱う量: 事業所は自ら使用せず、卸売り・小売り等をするために、事業所において貯蔵所や容器に移し替えた量

※2 その他

本集計表の取扱量等の各欄を縦・横方向に合計した数値は、合計欄の値と異なる場合がある。

報告件数および取扱量の網掛け部分は、上位5物質である。